



「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」をご利用の方へ

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

再支給のご案内

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受給期間が終了した世帯に対し、再支給の申請が可能になりました。

以下の要件のすべてに当てはまる世帯は、令和4年12月末まで再支給の申請ができます。

支給対象世帯

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の支給が、すでに終了した／自立支援金（再支給）の申請月で終了すること
- 申請者が世帯の生計を主として維持していること
- 世帯の収入が①+②の合計額を超えないこと
 - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ②生活保護の住宅扶助基準額
- 資産が、①の6倍以下（ただし100万円以下）
- 今後の生活の自立に向けて、下記の活動を誠実かつ熱心に行うこと
 - 公共職業安定所または古賀市無料職業紹介所に求職の申込をし、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職をめざし、以下の求職活動を行うこと
 - (イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - (ロ) 月2回以上、公共職業安定所または古賀市無料職業紹介所で就職相談等を受ける
 - (ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける
- 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

支給額・支給期間

支給額と支給期間は、初回の支給と同じです。

支給額（月額）	
単身世帯	60,000円
2人世帯	80,000円
3人以上世帯	100,000円

支給期間
3か月間

※住居確保給付金との併用が可能です

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

支給のための手続き

▶もう一度、古賀市役所福祉課福祉相談係への申請が必要です（令和4年12月まで）

申請書類と添付書類を、窓口へ直接または郵送でご提出ください

▶申請書などの必要な書類は、窓口での配布又は市ホームページでご案内いたします

申請書類に加え、下記の①～⑥の添付書類が必要になります。

申請書以外に必要な添付書類

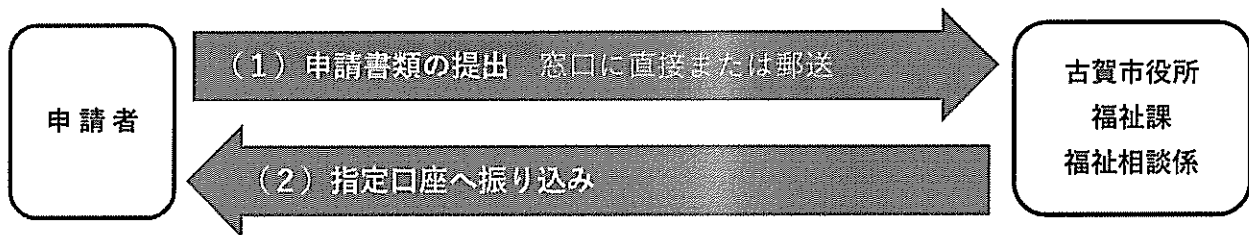
①本人確認、 世帯構成が分かる書類	住民票の写し
②収入がわかる書類	給与明細などの写し
③資産がわかる書類	世帯員全員の通帳の写し
④求職活動関係書類	申請書に求職番号等を記載 生活保護申請中の場合は、保護申請書の写し
⑤振込先口座がわかる書類	支給口座の通帳の写し
⑥自立支援金（初回）の決定、 過去の支給状況がわかる書類	支給決定通知書の写し、自立支援金（初回） が振り込まれていた通帳の写し等。

※⑤と⑥の書類は初回と同じ自治体に申請する場合は省略可能です

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります

▶申請書類の受理後、古賀市で審査を行い、審査結果を申請者あてに通知します

※支給が決定された場合は、決定額を指定の口座に振り込みます。



お問い合わせ先（郵送先）

古賀市役所福祉課福祉相談係

<https://www.city.koga.fukuoka.jp>

〒811-3116

古賀市庄205番地 サンコスモ古賀

TEL 092-942-1156

受付時間 平日 8:30～17:00